

令和7年 第2回定例教育委員会日程

1 日時 令和7年2月5日(水) 9:30~12:00

2 場所 瀬戸内町役場 4階 委員会室

3 内容

(1) 令和7年第1回定例教育委員会議事録の承認

(2) 教育長所掌事務処理経過報告

(3) 事務連絡

(4) 議題

議案第19号 瀬戸内町立幼稚園預かり保育に関する要綱の改正について

議案第20号 瀬戸内町スクールガードリーダー設置要綱の制定について

4 その他

① 月例報告について

② 学力向上について

③ 与路海の子留学の現状について

令和7年 第2回定例教育委員会議事録

日時及び場所	出席者	
令和7年2月5日(水) 9時30分~10時54分 瀬戸内町 役場 (4階 委員会室)	盛島 正行 教育長 福田 豊久 委員 丸内 弥生 委員 渡島 正広 委員 岡野 亜湖 委員	徳田 義孝 総務課長 昇 憲二 社会教育課長 山田 将司 課長補佐兼指導主事 高橋 進一 学校教育係長兼指導主事 黒田 洋平 総務課長補佐 高田 信幸 古仁屋小学校附属幼稚園長

件名	審議の状況	採決の次第
議案第1号 瀬戸内町立幼稚園預かり保育に関する要綱の改正について	別紙のとおり	決定
議案第2号 瀬戸内町スクールガードリーダー設置要綱の制定について	別紙のとおり	決定

会議要旨

1 開会通告

盛島教育長 ただ今から、令和7年第2回定例教育委員会を開催いたします。

2 令和7年第1回定例教育委員会議事録の承認

◆ 福田委員が朗読し、一部修正の上、承認された。

3 教育長所掌事務処理経過報告

◆ 令和7年1月7日～令和7年2月5日までについて

盛島教育長から説明がなされ、別紙のとおり報告された。

岡野委員 令和7年1月16日に、きゅら島交流館で開催された公募型プロポーザルの件ですが、広報はどのようにされたのでしょうか。

黒田補佐 町のホームページや公式ラインで広報しております。

岡野委員 子育て世代の方は、ホームページ等を見るのが少ないので、SNS等を利用して広報してもいいと思います。

黒田補佐 そのようにしたいと思います。

4 事務連絡

徳田課長 総務課の2月行事予定表の説明

昇課長 社会教育課の2月行事予定表の説明

5 議題

① 議案第1号 瀬戸内町立幼稚園預かり保育に関する要綱の改正について

盛島教育長 事務局より提案理由の説明をお願いします。

徳田課長 本議案は、昨今の物価高騰及び人件費等の高騰により、財源確保が厳しい状況であるので預かり保育料を改正するものであります。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

渡島委員 要綱の第6条の(1)の1回につき500円、それが550円になるということ、保護者に対して実際には50円が倍の100円になりますが、450円は補助があるということを説明されていますか。

高田園長 説明しております。

岡野委員 改正は、いつからになりますか。

高田園長 令和7年4月1日から改正になります。

(全会一致で承認)

盛島教育長 議案第1号 瀬戸内町立幼稚園預かり保育に関する要綱の改正については提案のとおり議決いたしました。

② 議案第2号 瀬戸内町スクールガードリーダー設置要綱の制定について

盛島教育長 事務局より提案理由の説明をお願いします。

徳田課長 本議案は、学校、家庭及び地域と連携し、安全で安心できる学校の安全体制を確立するため、瀬戸内町スクールガード・リーダー設置要綱を新たに制定するものであります。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

盛島教育長 実際活動はしておりますが、要綱の制定がされておりました。今回新たに要綱を制定するものです。

福田委員 本島側に1名、加計呂麻側に1名ということですね。その2名で十分足りているのでしょうか。

徳田課長 リーダーとしては2名ですが、他にもいろいろなボランティアの方に手伝っていただいております。

(全会一致で承認)

盛島教育長 議案第2号瀬戸内町スクールガード・リーダー設置要綱の制定については、提

案のとおり議決いたしました。

6 その他

① 月例報告について

盛島教育長 事務局の説明をお願いします。

高橋指導主事 月例報告について説明

岡野委員 ぐらしサポートについてですが、月に一回の利用でしょうか。

高橋指導主事 要請があれば何回でも可能です。話合いが月に一回となります。

岡野委員 関係機関と連携をして、子どもたちの為にサポートしていけたらいいと思います。

丸内委員 学校の生徒指導委員会等において、教育委員会として指導助言を行うことがありますか。

高橋指導主事 古仁屋中学校に関しては、スクールソーシャルワーカーの方が常駐されておりますので、一緒に連携されていると思います。教育委員会として参加することは今までありません。報告に対してのアドバイス等は教頭先生をとおして随時行っています。

② 学力向上について

盛島教育長 事務局の説明をお願いします。

高橋指導主事 西阿室小学校で行った研究授業を映像をとおして説明

③ 海の子留学についての現状について

盛島教育長 事務局の説明をお願いします。

黒田補佐 現状についての説明

④ 古仁屋小学校プロポーザル審査委員会について

盛島教育長 事務局の説明をお願いします。

黒田補佐 資料をもとに説明

7 閉会

盛島教育長 これで、令和7年第2回定例教育委員会を終了いたします。

議案第19号

瀬戸内町立幼稚園預かり保育に関する要綱の一部改正について

瀬戸内町立幼稚園預かり保育に関する要綱の一部を改正したいので、教育委員会の同意を求めらる。

瀬戸内町教育委員会教育長 盛島 正行

瀬戸内町立幼稚園預かり保育に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和7年2月5日

瀬戸内町教育委員会教育長 盛島正行

瀬戸内町立幼稚園預かり保育に関する要綱の一部を改正する要綱

瀬戸内町立幼稚園預かり保育に関する要綱(令和4年教委告示第3号)一部を次のように改正する。

第6条第1項中「500円」を「550円」に改め、同条第2項中「900円」を「1,050円」、「400円」を「500円」、「500円」を「550円」に改める。

附則

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

議案第20号

瀬戸内町スクールガード・リーダー設置要綱の制定について、教育委員会の同意を求める。

瀬戸内町教育委員会教育長 盛島 正行

瀬戸内町スクールガード・リーダー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校、家庭及び地域と連携し、安全で安心できる学校の安全体制を確立するため、瀬戸内町スクールガード・リーダー(以下「スクールガード・リーダー」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 スクールガード・リーダーは、防犯や学校安全について、専門的知識及び経験を有すると認められる者の中から、瀬戸内町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

(任期)

第3条 スクールガード・リーダーの任期は、その委嘱の日から当該年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

(職務)

第4条 スクールガード・リーダーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 通学路における見守り計画の作成と評価・改善
- (2) 学校内外の警備・巡回
- (3) 通学路やスクールバス乗降場所の巡回と安全指導
- (4) 地域の方、学校との安全に関する情報提供と啓発及びアドバイス
- (5) 町内安全マップ作成にかかる情報提供と関係課との連携
- (6) その他教育委員会が指定する場所における巡回
- (7) 学校や教育委員会が主催する会議や研修会への参加

(活動時間等)

第5条 スクールガード・リーダーの活動時間は、登校時2時間、下校時2時間の1回4時間を原則とする。ただし、瀬戸内町立学校管理規則(昭和31年瀬戸内町教育委員会規則第8号)第50条第1項第3号から第7号までに規定する休業日は、学校長や教育委員会からの要請がない限り、活動を行わない。

2年間の活動回数は30回を限度とする。

(服務)

第6条 スクールガード・リーダーは、その職務の遂行に当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令を順守し、かつ、教育委員会の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 スクールガード・リーダーは、その職及び学校の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(費用)

第7条 スクールガード・リーダーの活動に係る報償費は、1回7,010円とする。ただし、巡回業務に関する旅費は支給しない。

2 その他スクールガード・リーダーの活動経費については、教育委員会が負担するものとする。

(補償)

第8条 スクールガード・リーダーの職務遂行中に事故が発生した場合は、直ちに教育委員会に連絡し、後に文書で報告する。

2 スクールガード・リーダーが、職務遂行中の事故等により、負傷等をした場合は、保険により対応するものとする。

(守秘義務)

第9条 スクールガード・リーダーは、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(解職)

第10条 教育委員会は、スクールガード・リーダーが次のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 教育委員会及び担当する学校の教育方針その他服務に反する行為があったとき。

(2) スクールガード・リーダーとして適格性を欠く行為があったとき。

(3) 心身の故障により、職務を行うことが困難なとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する